

(2) 令和2年度 滝川市国民健康保険事業計画(案)について

1 基本方針

- (1) 国民健康保険事業を計画的かつ効率的に運営し、進捗状況の把握等を行う。
- (2) 関係部局と連携を取りながら推進する。

2 重点事業

- (1) 医療費適正化対策の推進
- (2) 保健事業の推進
- (3) 収納率向上対策の推進

3 具体的な対策

- (1) 医療費適正化対策の推進

ア 医療費の返還処理

遡及適用により資格喪失後受診が判明した場合

- ① 請求権のある保険者への保険者請求する。
- ② 被保険者に対しては医療費返納金の納付督促を行う。
- ③ 療養費請求の手続きについて適切に案内する。

イ レセプト点検の推進

- ① 点検業務に精通した職員を引き続き雇用する。
- ② (新)北海道国民健康保険団体連合会へ委託し、資格点検・内容点検及び再審査請求の精度向上に努める。

ウ 第三者納付金求償事務の強化

- ① 北海道国民健康保険団体連合会に委託し、求償事務の向上に努める。

エ 医療費通知の実施

- ① 年に6回、12か月分の医療費通知を実施する。

オ ジェネリック医薬品の普及活動の実施

- ① 100円以上差額のある被保険者に対して年2回の通知をする。
- ② 広報紙やホームページなどを活用した普及啓発を行う。
- ③ 医師会・歯科医師会・薬剤師会へジェネリック医薬品の普及促進について引き続き協力要請を依頼する。

令和元年度 審査月別ジェネリック医薬品数量シェア一覧(4～12月)

審査月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全 体	81.9%	80.6%	81.8%	81.8%	81.0%	81.5%	82.1%	82.4%	83.0%
医 科	60.0%	60.5%	59.4%	60.7%	58.8%	56.8%	59.1%	59.9%	62.2%
調 剤	86.4%	84.6%	86.5%	85.9%	85.6%	86.4%	86.8%	86.8%	87.3%

カ 柔道整復療養費に係る調査の実施

- ① 長期かつ頻度が高い施術患者に対し、負傷部位や原因の照会を行う。
- ② 正しい柔道整復師のかかり方等についての指導を行う。

キ 重複投薬者対策の実施

- ① 服薬の適正化による健康管理のための指導を行う。

(2) 保健事業の推進

ア 特定健診受診にかかる一部負担金の無料化の継続

- ① 平成 25 年度から始めた一部負担金の無料化を今年度も継続する。

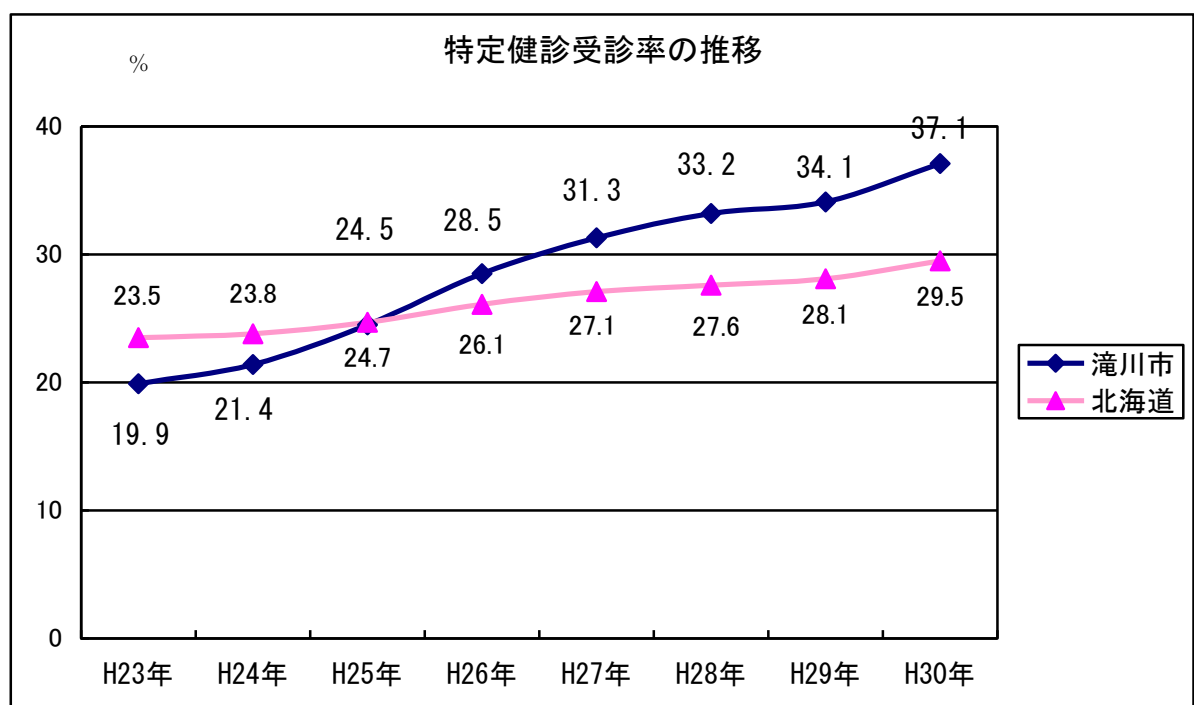
※検査項目の追加

平成 25 年度～クレアチニン、尿酸

平成 30 年度～心電図、空腹時血糖

イ 特定健診未受診者対策

- ① 未受診者への電話や訪問などによる個別の受診勧奨を強化する。
- ② 業者委託による未受診者勧奨を行う。
- ③ 医療機関（平成 29 年度 1 ヲ所、平成 30 年度 12 ヲ所）から健診データの提供を受ける。
- ④ （新）受診率向上のため特定検診を受診された方全員を対象に、抽選で景品等が当たるキャンペーンを実施する。
- ⑤ （新）特定検診を 5 年間受診されていない方を対象に、肺がん検診を無料にするキャンペーンを実施する。
- ⑥ （新）受診率が低い 40 歳代の受診率向上のため、当年度に 41 歳となる方が特定検診を受診した場合、胃・肺・大腸・乳がん・子宮がん検診を無料にするキャンペーンを実施する。

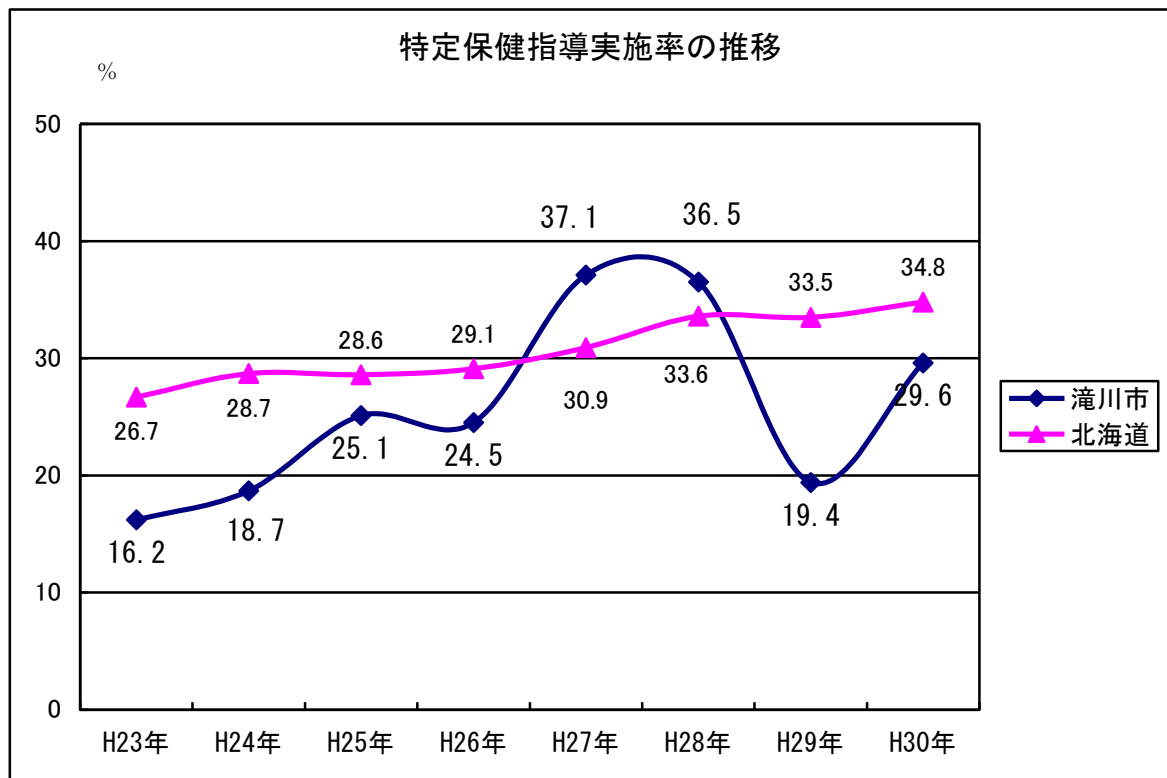


ウ 予防・健康づくりの指導

- ① 一人ひとりについてきめ細やかな保健指導を行う。
- ② 早期予防としての特定健診やがん検診の受診勧奨を行う。
- ③ 健康な行動の習慣化などの意識づけを行う。

エ 特定保健指導・早期介入保健指導・重症化予防対策の実施

- ① 特定健診の受診者を対象に結果説明会を開催し、特定保健指導の内容の充実を図る。
- ② 保健師、栄養士などによる電話相談や個別訪問のフォローアップを行う。
- ③ 特定保健指導の初回指導終了時に「サンの運動お試し券」を配付し、運動習慣づくりと特定保健指導利用者増に取り組む。



*H29 年度～前年度からの大幅減は、保健センター来所による特定保健指導利用者の減少と、重症化予防の充実によることが主な要因である。そのため、平成 30 年度からは集団検診の際、健診当日に保健指導の分割実施を行い、指導件数増加に取り組んでいる。

オ 重複受診・頻回受診訪問指導

- ① 医療や保健福祉サービスの情報提供を行う。
- ② 適正受診につながる保健指導等を行う。

(3) 収納率向上対策の推進

被保険者に無職者や低所得者層が多いという国保が抱える構造的問題から収納率を向上させることは困難であるが、安定的な会計運営を行うため、収納率の向上に向け、下記の取り組みを重点的に行う。

ア 強調月間の設定

- ① 12月：徴収強化月間
- ② 3月、5月：納付督促強化月間
- ③ 内容
 - ・休日・夜間の相談窓口を設置
 - ・夜間徴収
 - ・市内の企業・金融機関窓口卓上のぼり、チラシの掲示とポケットティッシュの配布を依頼
 - ・庁舎内の税務課・保険医療課・ロビーに横断幕を掲示 など

イ 遡及資格取得者へのガイダンス強化

- ① 保険税の未納につながりやすいことから、資格取得時より保険医療課と税務課が連携し、納付督促などの相談や連絡先の共有などを行う。

ウ 保険税減免制度及び一部負担金減免制度の積極的PR

- ① 一時的に「払えない」などの被保険者を積極的に救済する。
- ② 内容
 - ・チラシを作成して減免制度の周知に取り組む。
 - ・面談時の聞き取りのレベルを高めるなど、潜在的需要の掘り起こしに努める。

エ 多様な財産調査の実施及び滞納処分の強化

- ① 預貯金だけでなく、給与、動産、不動産など調査範囲を拡大する。
- ② 調査結果をもとに差押え、処分停止案件の拡大に努める。

オ 口座振替制度の利用促進

- ① 新規加入手続き時に口座振替依頼書を手渡し、口座振替の推進を図る。
- ② 前年度に引き続き口座振替新規申込者に対しキャンペーンを行う。
- ③ 広報紙やホームページへの掲載などにより口座振替の原則化に努める。